

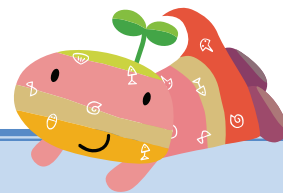
# 丹波市空き家等対策審議会の 委員を公募します！

「丹波市空き家等対策審議会」とは、安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全を目的に、市内の空き家等の適正な管理及び利活用に関する基本的かつ総合的な施策を策定審議する機関で、他に地域の代表者や識見者などで構成されています。

丹波市では、空き家等の適正管理を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、地域の資源として有効活用を図り、規制と活用の両面から取り組みます。

この審議会に広く市民の皆様の意見を反映させるため、委員の一部を公募します。地域活動などにも積極的に参加されている皆様のご応募をお待ちしております。

## 募集概要



【募集人数】 2名以内

【応募資格】 18歳以上の丹波市に住所を有する方又は市内の事業所等に勤務する方で、空き家等の対策と利活用によるまちづくりに関心を持ち、平日昼間の会議に出席できる方

【委員の仕事】 丹波市空き家等対策審議会に出席し、ご意見やご提案を出していただきます。  
回数は年3回程度を予定しております。

【委員の任期】 令和8年7月1日から令和10年6月30日まで

【委員の報酬】 条例に基づき、1回(半日)の出席につき3,500円及び費用弁償をお支払いします。

【応募方法】 ① 裏面の「丹波市空き家等対策審議会委員の応募用紙」(必要事項を記入)  
② 「空き家の発生を抑制するための効果的なアイデア」をテーマとする作文。  
(A4サイズの用紙に横書きで、400字～800字程度)

上記①と②を、持参郵送(FAX、Eメール可)より募集期間内に提出して下さい。

【提出先】 〒669-4192 丹波市春日町黒井811番地

丹波市建設部都市住宅課住宅政策係(春日庁舎2階)

MAIL : [toshijyuutaku@city.tamba.lg.jp](mailto:toshijyuutaku@city.tamba.lg.jp)

FAX : 0795-74-1592 都市住宅課住宅政策係宛

※応募用紙は丹波市ホームページからもダウンロードできます。

【選考方法】 書類選考を行い、選考結果は応募者全員に郵送により通知します。  
(なお、審査内容については一切お答えできません。)

【募集期間】 令和8年5月8日(金)から令和8年5月29日(金)午後5時まで



《お問い合わせ先》

〒669-4192 丹波市春日町黒井811番地

丹波市建設部都市住宅課住宅政策係

TEL : 0795-74-2364 (直通)